

第1回河合町まちづくり自治基本条例推進委員会資料

帝塚山大学名誉教授 中川幾郎

まちづくり自治基本条例に基づく自治体経営の基本的視点

1. 地方自治の両輪を視野に据える

(1) 団体自治と住民自治

(2) 団体自治を担う二つの機関

① 首長及び行政組織(職員＝補助機関)

② 地方議会

(3) 住民自治の三つの側面

① 地域社会の共同統治(自治会・町内会など)

② 市民社会の有志による課題解決(NPO, ボランティアなど)

③ 住民による団体自治への直接統制権の発動

リコール(首長、議員などの解職請求)

レファレンダム(合併の是非などについての住民投票)

イニシアティブ(条例の改廃請求、請願、陳情など)

2. 我がまちの活力を生み出そう

(1) 団体自治の活性化は?

① 自治体行政改革をすればよい

コストダウン、生産性向上、あらゆる部門を民営化、それが本当に正しいのか?

② 自治体議会改革をすればよい

議員定数削減、歳費の削減、それが本当に正しいのか?

それだけか?

(2) 住民自治の活性化は?

3. 団体自治と住民自治の相関関係を見据える

(1) なんでも役所がすべき、と住民から思われていないか

(2) 各部局はそれぞれに関連する住民団体、地域団体などを下請け的にみていないか

(3) 住民自治と団体自治の相関関係を認識しているか

① 消防

② 防犯

- ③防災
- ④福祉
- ⑤環境
- ⑥教育
- ⑦保健
- ⑧医療
- ⑨上下水道
- ⑩道路
- ⑪人事
- ⑫税務
- ⑬産業

#### 4. 住民自治と団体自治を繋ぎなおす「参画と協働」原則を徹底する

- (1) 住民と行政の参画と協働原則の導入
- (2) 横浜コード、愛知協働ルールブック、奈良市協働原則、朝来市の原則など
- (3) 奈良市、朝来市、高浜市、草津市などでは例外を認めない
- (4) その項目を確認
  - ① 対等（お互いに上から目線では無理）
  - ② 相互理解（相手側の論理を理解できないようではダメ）
  - ③ 自主性尊重（相手の組織内に干渉することはルール違反）
  - ④ 自立化（いつまでももたれあわない）
  - ⑤ 目的共有（ここがズレていることが多い）
  - ⑥ 相互補完（互いの強みと弱みを理解できていない）
  - ⑦ 情報公開・情報共有（協働課題に関する情報の非対称性は禁忌事項）
  - ⑧ 共に変わる（終われば形状記憶合金のごとく元通りでは意味がない）
  - ⑨ 期限（期限を切って仕事をする）

※奈良市、西宮市などでは「事業報告書」において、相互評価で点数を記載する

#### 5. 5つの「協働」領域、4つの協働プロセス

※すべての部局に協働の実践が求められている

- ① 委託
- ② 補助
- ③ 後援
- ④ 共催
- ⑤ 第三の協働（新しい公） 政策形成過程、政策決定過程、政策実行過程、政策評価・修正過程における協働

※「政策協働」と「事業協働」とがある

以上